

明石市イベント等安全管理マニュアル

(趣旨)

第1条 このマニュアルは、本市が実施又は関係するイベント等において、その安全性を確保するために、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 このマニュアルにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) イベント等 不特定の者を対象とする催し及び特定の者が対象である催しであっても、危険が内在し、その危険への対応が必要なものをいう。
- (2) 担当課 イベント等を実施、又は所管する課をいう。

(安全性の検証)

第3条 各課(かい)長は、イベント等を実施し、又はイベント等の実施にかかわるときは、別に定めるイベントチェック項目及びイベントチェックキーワードに基づき、参加者の安全を最優先に、イベント等の安全性を検証しなければならない。

(実施計画の作成)

第4条 担当課の長(以下「担当課長」という。)は、イベント等を実施するに当たり、次に掲げる事項を記載した実施計画を作成しなければならない。

- (1) 開催日時
- (2) 場所
- (3) 参加予定者数
- (4) 主な参加者(年齢層、地域等)
- (5) 主催者及び市のかかわり
- (6) 内容
- (7) タイムスケジュール
- (8) 運営体制(役割分担)
- (9) 緊急連絡体制
- (10) 事前検証による危険箇所の抽出結果
- (11) 安全対策(警備計画)
- (12) その他必要な事項

2 前項の実施計画には、必要に応じ、会場配置図、アクセス導線図等の図面を添付しなければならない。

3 担当課長は、実施計画を作成するに当たっては、必ず実地調査を行わなければならない。

4 前3号にかかわらず、本市以外の者が主催者であり、当該主催者が実施計画等を作成する場合には、担当課長がその内容を検証することで足りるものとする。

(総合安全対策室との協議)

第5条 担当課長は、原則としてイベント等の開催日の3週間以上前に、イベント等に係る安全性の確保に関し、総合安全対策室と協議しなければならない。

(イベント等の当日)

第6条 イベント等の実施の当日において、担当課長は、参加者の安全を最優先にし、イベント等に対応しなければならない。

2 担当課長は、写真等を活用し、イベント等の当日の実施記録を残さなければならない。

3 担当課長は、事故等が起こったときは、事故及び被害の拡大防止を最優先に対応するとともに、必要に応じ、緊急連絡体制により対応をとるものとする。

(イベント等の結果検証)

第7条 担当課長は、イベント等の終了後速やかに、必要に応じ関係機関等を交え、イベント等の実施結果を検証しなければならない。

2 担当課長は、前項の検証の結果をとりまとめ、イベント等の実施における改善に活用しなければならない。

3 イベント等の検証結果には、実施計画、関係機関との協議録等の資料を添付しなければならない。

(補則)

第8条 このマニュアルに定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

このマニュアルは、平成15年4月1日から施行する。

附 則

このマニュアルは、平成28年4月1日から施行する。

附 則

このマニュアルは、平成29年4月1日から施行する。